

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 7 条第 1 項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

なお、指定図面は、佐賀県農林水産部農山漁村課及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

指定を変更する市町	変更理由	変更後の農業振興地域の区域の範囲
伊万里市	国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく土地利用基本計画の農業地域の縮小及び拡大並びに都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく用途地域の縮小及び拡大	次の区域を除いた区域 1 都市計画法に基づく用途地域及び臨港地区 2 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に基づく港湾隣接地域 3 伊万里工業団地 4 規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のために利用すべき土地